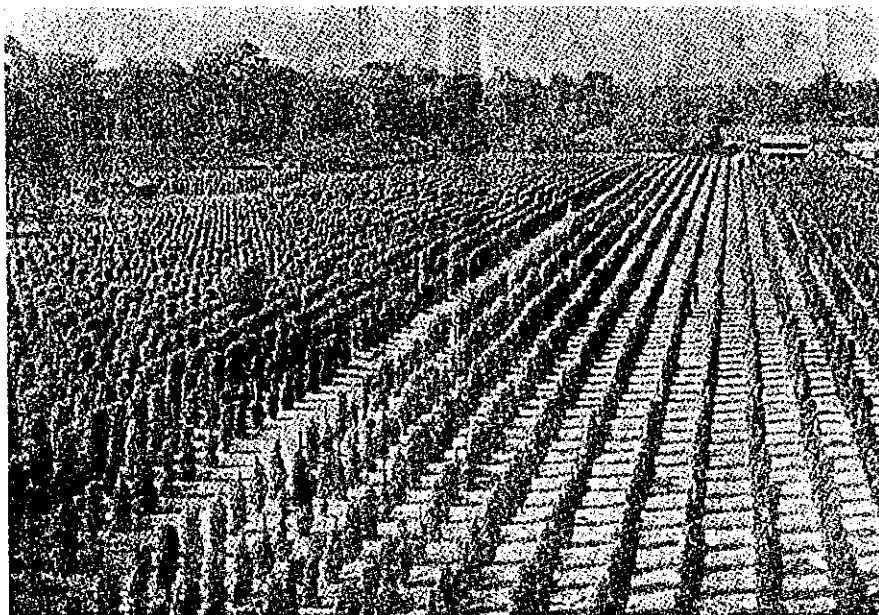


ブラジル国
アマゾン流域第二トメアスー移住地
自営開拓移住者入植要領

(1963. 9.)

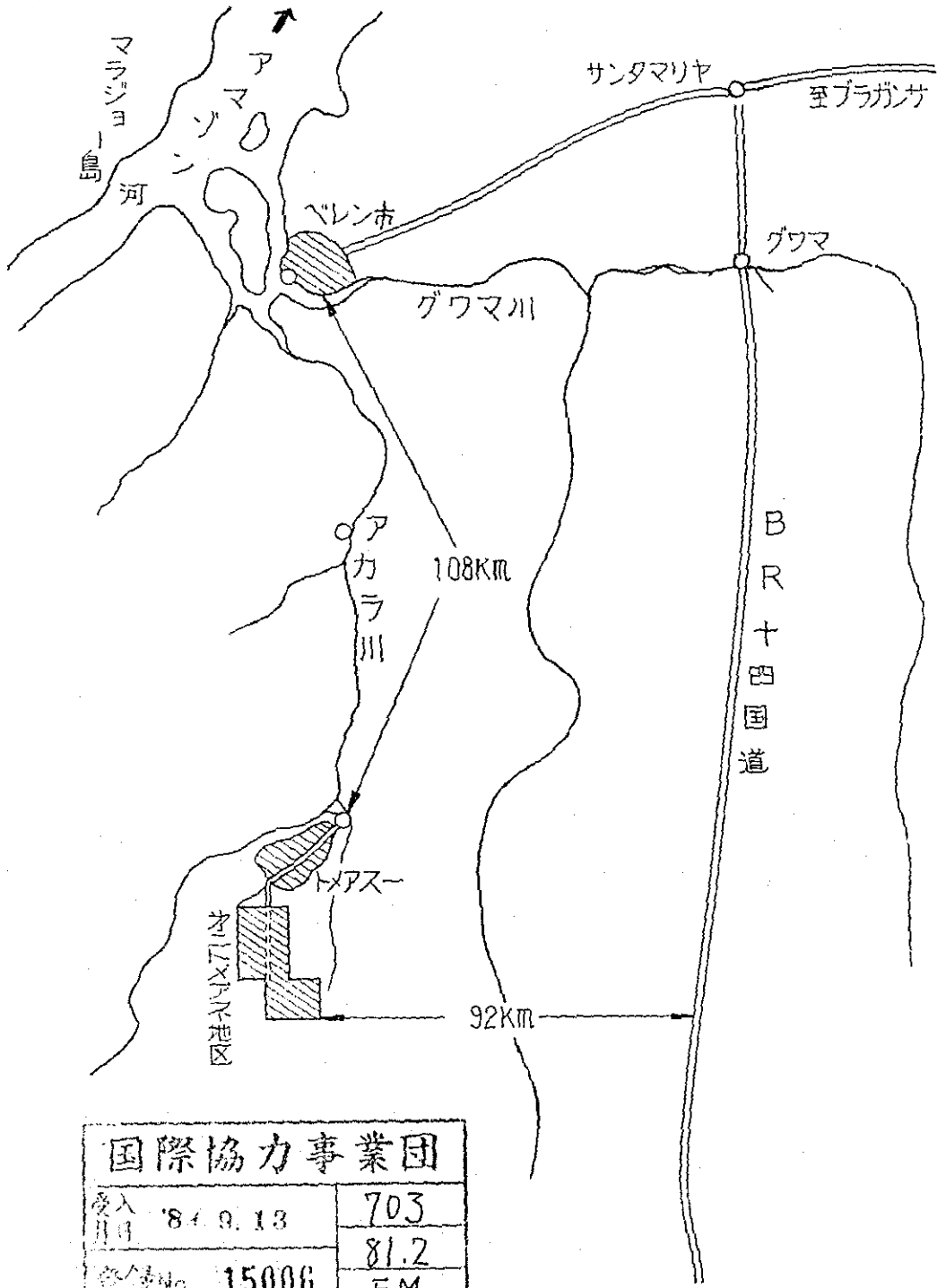


(トメアスー植民地の邦人ビメンタ園)

海外移住事業団



オニトメアスー位置図



国際協力事業団	
受入月日 '84.9.13	703
登録No. 15006	81.2
	EM

第二トメアスー移住地建設の経緯

本移住地は「胡椒植民地」、又は「黒ダイヤ植民地」と言われる。ブラジル最大のピメントド、レーノの生産地であるトメアスー移住地の南側に新たに設定された移住地である。

・ 総面積 25,800ha, ここに日本人移住者 600 戸を入植させるべく、地元のトメアスー産業組合及び現地関係機関協力のもとに海外移住事業団が造成工事を進めている。

この移住地完成の暁には現在のトメアスー植民地 400 余戸の農家と合せて約 1,000 戸の邦人集団植民地がアマゾン流域に出現することになりピメント等農産物の大生産地として将来の発展が期待される。



(結実中のピメント)

目 次

第一	入植地区及びあつせん数	3
	1 入植地区	
	2 あつせん数	
	3 あつせん方法	
	4 送出の時期	
第二	入植者の資格条件	3
第三	土地代及び支払条件	4
第四	移住の手続	4
	1 申込書類	
	2 推せん	
	3 選考	
	4 合格通知	
	5 渡航手続	
	6 移住あつ旋所への入所及び入所中の手続	
第五	講習・訓練	6
第六	渡航費の貸付契約及び移住者支度費補助金の交付	6
	1 渡航費の貸付	
	2 移住者支度費補助金の交付	
第七	所要資金	7
	1 土地代頭金	
	2 生活営農資金	
	3 現地携行荷物運賃	
	4 購入農具代	
	5 渡航前後及び船中生活に要する費用	
	6 携行資金額	
第八	携行荷物	8
	1 農機具類	
	2 種苗類	
	3 衣料類	
	4 日用品	
	5 医薬品類	
	6 小屋掛資材類	

第九	通	関	12
	1	手 荷 物		
第十	農 業 融 資 基 準		12
	1	融 資 の 種 類		
	2	渡 航 前 融 資		
	3	現 地 融 資		
		(1) 長期営農資金		
		(2) 短期営農資金		
		(3) 土地購入資金(省略)		
		(4) 団体設備資金及び運転資金		
第十一	第二トメアスー移住地の自然的条件		15
	1	位 置		
	2	地 形		
	3	地 質・土 壌		
	4	気 候		
	5	植生及び林相		
第十二	移住地の受入施設及び一般的状況		15
	1	概 況		
	2	衛 生		
	3	教 育		
	4	通 信		
	5	生 活		
	6	現 地 物 価 表		
第十三	第二トメアスー地区営農計画		18
	1	計 画 の 前 提		
	2	計 画 の 概 要		
		(1) 開墾作付計画表		
		(2) 年次別農業組収入表		
		(3) 施設整備計画		
		(4) 営農経営費		
		(5) 営農収支見込		
		(6) 資 金 線 表		
		(7) 参 考		

第一 入植あつせん地区及びあつせん数

1 入植地区

ブラジル国第二トメアスー移住地

2 入植あつせん数

昭和38年度 50戸（総入植予定数600戸のうち既入植者数31戸）

昭和39年度 50戸

3 あつせん方法

全国よりあつせんする。 移住申込は昭和38年9月末より常時受付ける。

4 送 出 の 時 期

昭和38年度 3月

昭和39年度 4月以降

第二 入植者の資格条件

1. 永住の目的でブラジル国へ渡航しようとするものであり、その入国をブラジル国政府が許可する者であること。
2. 農業者又は豊富な農業経験を有する者であり、開拓意欲の旺盛な者であること。
8. 一組の夫婦が中心で、その親子兄弟姉妹で構成された家族であること。親戚の者を家族の一員として同伴することは審査のうえ認められることがある。この場合同伴者が未青年である時は、親権者又は後見人の「渡航同意書」を必要とする。
4. 農業労働に従事することの出来る者が家族中に3人以上あること。
5. 家族の全員が心身ともに健康で、かつ次の疾病及び欠陥がないこと。
 - (1) トラコーマ、伝染病、ライ病、結核性疾患、ガン、精神病、感染期にある性病、アルコール中毒、麻薬中毒、遺伝性疾患
 - (2) 不具廃疾、労働に支障ありと認められる身体機能障害、慢性胃腸障害、腺病体質、盲聾啞
6. 思想堅実で犯罪その他反社会的行為をしたことのない者。
7. 昭和27年12月以降受入国より帰国した者で再渡航しようとする者でないこと。
8. 土地代一括払いのときは23万円（分括払いのときは頭金5万円）を渡航前に支払い、かつ生活営農資金として30万円以上と荷物運賃（ベレン〜トメアスー間船賃）として、携行荷物量1屯につき15,000円の割合で現地に携行出来る者。

第三 土地代及び支払条件

土地は当事業団より分譲をうける。移住者は現地到着後当事業団の定める範囲内で、その取得するロットの選択をすることが認められている。

1 面 積

1区割（ロット）25ヘクタール。

2 価 格（1ロット25ヘクタール当り）

(1) 一括払 230,000円

(2) 分括払 291,000円

3 支払の条件

(1) 一括払の場合は全額を渡航前に日本国内において当事業団に支払う。但し地権は後日ロット面積確定登記の上現地で引渡される。

(2) 分括払の場合は頭金として5万円を渡航前に日本国内において事業団に支払い、残金は4年据置、3ヶ年均等年賦払でブラジル国において事業団（現地支部）に支払う。なお、年賦金は支払当日におけるブラジル国米貨売相場により換算して伯貨で支払うものである。

4 造成工事

トマスーより移住地までの幹線道路は事業団により補修されている。又移住地内の道路は幹線道路（有効幅員8メートル）及び支線道路（有効幅員6メートル）とに分かれ、ともに事業団によって造成がすすめられている。これらの道路は（橋梁、暗渠も含めて）適当な時期に移住者が結成する適当な管理機関に引継がれ管理することになる。

第四 移住の手続

1 申 込 書 類

入植希望者は手続をすすめるにあたり、都道府県海外協会（以下地協という）と密接な連絡をとり、次の書類を作成のうえ当該地協へ申込む。

- (1) 移住申込書
- (2) 戸籍謄本
- (3) 健康診断書（最近3ヶ月以内のもの）
- (4) 写 真
- (5) 渡航者調書（満15歳以上のものにつき各1通）
- (6) 犯罪のないことを示す誓約書

- (7) 農業従事証明書
- (8) 承諾書（移住者輸送援護共済積立金）
- (9) 移住者支度費補助金交付申請書
- (10) 移住者集結旅費補助金交付申請書

各1通を提出のこと。

2 推 せ ん

地協は移住の申込みがあった場合、当該申込者が移住者としての資格条件ありと認めたとき当該申込書類を添えて事業団に推せんする。

3 選 考

事業団は選考会議を開き被推せん者について選考を行う。

4 合 格 通 知

事業団は選考の結果、適格と認められた者に対して地協を通じて「合格通知書」を交付する。

5 渡 航 手 続

- (1) 移住希望者は合格通知書受領後地協の指導を受けて渡航手続を行う。
- (2) 地協は合格者が旅券申請した場合ただちにその申請年月日および番号を事業団に通知すること。
- (3) 合格者は査証申請にあたって次の書類を作成のうえ事業団（西日本地区は神戸支部）に提出する。この査証書類は通常乗船40日前に到着しないときは、予定の船に乗船が間に合わぬ場合がある。

イ ヘボン式ローマ字サイン

満15才以上の男女につき各1通

ロ 農業従事証明書（地協の認証のあるもの）

満18才以上の男女につき各2通（併記不可）

ハ 戸籍謄本（地協の認証のあるもの）

1通。但し、同一戸籍にないものは、家族との続柄が判明する謄本を必要とする。

ニ 健康証明書（伯国大使館指定様式）各人につき2通

ホ 種痘証明書（ " " ） " "

ヘ 国際様式種痘証明書 各人につき1通

ト 善行証明書（神戸査証分のみ）

満18才以上の男女につき各2通

チ 写真（背景が純白のもの）

旅券申請の際用いたもの各3葉

- リ 家長の宣言書及び追放されたことのないことを証する宣言書（神戸査証分のみ）
前者は家長，後者は旅券所持者夫々各1通
- ス 職業証明書及び身上申告書（横浜査証分のみ）
満18才以上の男子につき各1通，家長と同一戸籍にあらざる満20才以上の女子についても各1通
- ル 無犯罪証明書
満18才以上の男女につき英文各2通
- ヲ 渡航同意書
家族の中に家長と同一戸籍にあらざる未成年者がある場合，未成年者の親権者又は後見人が同人の海外渡航に同意する旨を記載した同意書を各2通
- ワ 渡航費貸付契約同意書
家族中に家長と同一戸籍にあらざる未成年者がある場合，未成年者の親権者或は後見人より同人が，渡航費貸付契約を締結することに同意する旨の同意書各2通
この場合親権者或は後見人の印鑑証明書と戸籍謄本をそれぞれ1通宛別に必要とする。
- カ 後見人開始事実証明
家族中に家長と同一戸籍にあらざる未成年者で親権者のないもの，即ち後見人によって同意書を作成する場合後見人開始の事実証明書を各2通必要とする。

6 移住あつせん所への入所および入所中の手続

- (1) 事業団は渡航手続が完了した者に対し地協を通じその旨通知するとともに横浜または神戸移住あつせん所に入所する日時を通常入所期日より2週間前に通知する。この通知を受けない者は入所することができない。
- (2) 入所中次の手続が行われる。
 - イ. 旅券の交付および入国査証
 - ロ. 渡航費の貸付
 - ハ. 土地分譲契約の締結（戸籍謄本1通，印鑑，印鑑証明書2通が必要）
 - ニ. 携行荷物の税関検査
 - ホ. 渡航前融資貸付（渡航前融資 該当者に限る印鑑証明書2通必要）
 - ヘ. 支度金，集結旅費の交付

第五 講 習 ・ 訓 練

講習，訓練については別途通知する。

第六 渡航費の貸付契約および移住者支度費補助金移住者集結旅費補助金の交付

1 渡航費の貸付

日本の乗船港（横浜または神戸）から、ブラジル国ベレン港までの船賃（荷物運賃を除く）の所定額が事業団より貸付けられる。

(1) 貸付金額	12歳以上	100,000円
	3歳以上12歳未満	50,000円
	1歳以上3歳未満	25,000円
	1歳未満	0

(2) 貸付の条件

10年据置（据置期間中無利子）その後10年間元利均等年賦償還として、その利子は年3分6厘5毛である。

2 移住者支度費補助金の交付

移住者に対し日本国政府から事業団を通じて次の基準により支度費補助金が交付される。

12歳以上	7,000円
3歳以上12歳未満	3,500円
3歳未満	1,750円

3 移住者集結旅費補助金の交付

移住者に対し日本国政府から事業団を通じて次の基準により移住者集結旅費補助金が交付される。

1. 集結旅費の交付条件は日本国の渡航費交付移住者と決定し、渡航の目的をもって集結地である神戸及び横浜のいずれかの移住あつせん所に入所したもの。
2. 集結旅費の交付区間は移住者が渡航のため現住所の最寄駅（バス停留所及び船着場を含む）より入所指定の移住あつせん所の最寄国鉄駅又は港までの最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。ただし天災その他やむを得ない事情により前項により難しい場合はこの限りではない。
3. 集結旅費の種類は鉄道賃、船賃およびバス賃の3種としいずれも最下級の運賃とする。
4. 集結旅費の補助額は前項(1)、(2)及び(3)に基き算出された額の $\frac{1}{2}$ 以内を補助するものとする。

第七 所 要 資 金

- 1 土地代頭金 5万円

分割払の場合渡航前に事業団に支払う。

2 生活、営農資金 標準 668,000円
最低 300,000

生活営農資金として標準的には入植後4ヶ年までの収入を差引いた開業営農、ピメンタ植付、住宅、生活費等として668,000円位を携行する必要があるが上記資金調達困難なものに対しては事業団の農業融資基準に従い、必要とする営農資金（長期、短期）の融資を受けることができる。しかしこの場合でも最低1ヶ年の生活資金として、120,000円営農資金として180,000円計300,000円を必ず現金で携行する必要がある。

3 現地携行荷物運賃 15,000円（1屯当たり）

ベレン港～トメアスー間の携行荷物運賃は1屯につき約14,000円（米賃40\$）かかる。この間の運賃は渡航費貸付の中に含まれていないので携行しなければならない。

4 購入農具代

第八項「携行荷物」を熟読のうえ手持資金も勘案して購入品を選定のこと。

家族の構成によって異なるが、5人世帯で12歳以上の者が3人の場合を想定すると所要経費は概ね42,000円と見込まれる。これは一応の基準であって参考として示す。

(1) 申込段階の諸経費		4,230円
戸籍謄本下附料	100円×2通	200円
農業従事証明書	30円×1通	30円
健康診断料（診察料、証明料）	500円×5人	2,500円
写真		500円
県庁（地協）への連絡旅費	500円×2人×1回	1,000円
(2) 合格後の諸経費		5,040円
印鑑証明書	50円×2通	100円
戸籍抄本下附料	40円×5人	200円
健康証明料	50円×5人	250円
万国種痘証明料	150円×5人	750円
旅券下附料	120円×2人	240円
写真		500円
県庁（地協）への連絡旅費	500円×3人×2回	3,000円
(3) 移住あつせん所関係経費		18,000円
郷里よりあつせん所までの汽車賃		4,500円
〃	荷物運賃 400円×20個	8,000円

荷物梱包料 (船積)	120円×10個	1,200円
// 運搬料 (//)	160円×20個	3,200円
査証料	180円×5人	900円
共済積立金	50円×5人	250円
渡航費貸付契約印紙代		300円
土地分譲契約書印紙代		600円
(4) 船中雑費		15,000円

船中における生活は極力節約して魚缶詰等を購入して入植すると非常に助かる。

合計 43,220円

5 携行資金額 5,000\$ (米貨) まで携行できる

第八 携 行 荷 物

携行荷物については移住者各人の手持資金、希望の内容、現在所有しているものの状況等により異なるので一概に規定することは出来ないが、一つの基準として附表を参考にされたい。

日用品・衣料品は、附表にかかげた種類のものは携行する必要があるが、手持資金の状況に応じて携行量を調整するとよい。◎印は渡航時携行すべきものであり、(新調すれば約10万円必要)○印は入植後必要とするものである。(新調すれば約30万円)携行荷物の無賃輸送許容量(ベレン港まで)は下記の通りであって、それを超過する場合は超過運賃を支払わねばならない。超過運賃は1才(1尺立方の容積)につき495円である。

大人	12歳以上のもの	1人につき	60才
小人	11歳～3歳のもの	//	30才
小児	2歳～0歳のもの	//	15才

1 農 機 具 類

- (1) 現在使用中のものはなるべく携行するとよい。
- (2) 入植直後必要であるリヤカー、シートは渡航の際携行するがよい。

シート 6号(2×3間) @¥9,800	リヤカー 500-16型 @¥18,075 (タイヤ, 車軸, ホイール)	噴霧器 11型 @¥9,000
-------------------------	---------------------------------------------	--------------------

- (3) 機械器具類を携行する場合には、部分品や附属工具等を点検して完全にして携行すること。

附 表

品 名	数 量	金 額	備 考
○ 発 動 機	1	66,000 円	6~10HP 部分品も用意のこと ヤンマー, クボタ等
○ 脱 穀 機	1	~95,000 31,000	
◎ リ ヤ カ	1		半自動
○ 噴 霧 器	1		
◎ シ 餅 機	大小 1 組	7,300	旧式大型清水式でもよい (ピメ ンタ調整)
精 米 機	イヌ	35,000	
製 材 機	3 時 台車付 12 時 10)P	60,000	
○ ベ ル ト	20 尺	1,500	
◎ 腰 鋸	1.3, 1.5, 2.0, 2.5, 3.0		現地製なし, 多いほどよい。
○ 唐 斧	1	8,500	
◎ 日 本 鎌	10	@ 170	米刈取用
◎ 剪 定 鉋	1	700	
◎ グ ラ イ ン ダ ー	1	1,000	
◎ 砥 石	荒, 中 7 仕上, 各 3	@ 250	
◎ 如 露 尺	4, 5, 6, 7 若干	@ 40	
◎ ヤ 卷 ト	50m 1 8 尺 40	1,000	又は 100 米縄 小屋掛用 (シートの代用出来る)
◎ 大 工 道 具	一 式	5,000	工具類は各種のものを多く
◎ ブ リ キ 鉋	1		
◎ 熊 手 型 ホ ー ク	2	1,000	
◎ 釘 (3~5 吋)	10~20 k		
◎ 手 押 井 戸 ポ ン プ	(深井戸) 一式	6,500	携行すると便
◎ ビ ニ ール バ イ ブ	1.2 吋 20m		
◎ ツ ル ハ シ	1		
◎ カスガイ (6 寸)	60 本		他にチヤウツガイ (6 寸) 10 個
◎ 竿 秤 (60K)	1	2,000	

斧, 山刀, 鋸は現地製がよい

2 種 苗 類

- (1) 野菜種子は多く持参するがよい。
- (2) 肥料, 農薬は携行の必要はない。

3 衣 料 類

- (1) 従来手持のものは, すべて携行すること。日本着物の新調は無用であり, ポロ類でも役立つから梱包の隅などに入れて持って行くとよい。
- (2) 作業衣類はなるべく多く携行することが望ましい。開拓初期は「蚊」が多いので必らず蚊帳を携行するとよい。
- (3) 地下足袋, ゴム長靴, 下履草履は欠くべからざるものである。
- (4) オーバー・セーター類も役にたつ場合がある。

附 表

品 名	数 量	金 額	摘 要
① フ ト ン 類		円	使用中のもの全部携行
② 毛 布 類		@900~1,300	1人当り1枚
③ 蚊 帳 類			目の細かいものが必要
④ 作 業 衣 類	上・下	@ 1,500	1人当り数着
⑤ 地 下 足 袋		// 260	//
⑥ ゴ ム 半 長 靴		// 500	1人当り2足, 現地製粗悪
⑦ 雨 具 類 (合羽)		// 1,600	手持のもの携行
⑧ 子 供 用 ズ ッ ク 靴		// 300	1人当り数足, 現地製粗悪
⑨ 半 袖 下 着 類		// 150	// 数着
⑩ 女 子 用 作 業 ズ ボ ン		// 500	// //
⑪ 長 袖 シ ャ ツ		// 250	// //
⑫ セ ー タ ー 類		//600~1,000	手持のもの持参, オーバーも同様
⑬ バ ン ツ (男・女)			現地製粗悪, 大型すぎる
⑭ ゴ ム 草 履		// 100	内草履
⑮ 布 地 類			作業衣用, 下着用を持参すると便
◎特に蚊帳, 金網又はサラン網 (網目1.8mm以下のもの) 2~3枚 (5m×6mのもの) は必ず携行のこと			

4 日 用 品

- (1) 飯釜は現地入手困難である。食器類はホーロー製, 合成樹脂製がよい。
- (2) 入植当初必要とする若干の食糧品 (味噌, 醤油, 缶詰類, ダン昆布, 干魚等) を携行すると便利である。船中の費用を極力節約して魚缶詰類を買って入植すると非常に役に立つ。
- (3) カメラ, 手持があれば携行する程度で新規購入の必要はない。トランジスターラジオ (日本よりの短波放送が受信出来るもの) を携行すると非常に便宜である。

附 表

品 名	数 量	金 額	摘 要
① 飯 釜 類	一 式	@36cm 円 1,350	釜敷用の鉄輪を忘れないこと
② 食 器 類	一 式		ナイフ, スプーン, フォーク, 皿類
③ バ ケ ツ 類	一 式		
④ 懐 中 電 燈	2		麻縄
⑤ ツ ル ベ 滑 車 及 繩 類	一 式		床敷用, 多ければ可
⑥ ゴ ザ 車 類	一 式		
⑦ 炭 火 用 アイ ロ ン	1	@ 700	
⑧ 飯 盒	2	350	
⑨ 弁 当 箱	3		
⑩ 散 髪 道 具	一 式	@ 2,000	
⑪ 洗 面 道 具	一 式		
⑫ 支 那 鍋	一 式	300	調理上極めて便利
⑬ 鉄 輪	1		
⑭ ミ シ ン	1	@ 20,000	

◎ 風 呂 釜 類					ドラム缶で代用可
◎ 自 転 車	1	@15,000			現地製なし、酒物用
空 気 入(高 圧)	1	~17,000			手持ちのもので可
子 供 用 玩 具		1,000			予備タイヤが必要
子 供 用 学 用 品					便箋封筒を含む
娛 楽 用 品 箱					辞書。日本語教科書。古本も持参
トランジスターラジオ	1	@13,000			
金 網 ザ ル	3	~15,000			
カ ー バ イ ト ラ ン プ	1				

5 医薬品類

薬品類は欧州製、ブラジル製が容易に入手出来る。救急箱程度のもを用意すればたりる。開拓初期の過労にそなえてビタミン・ビー類を用意する必要がある。

品 名	数 量	金 額	摘 要
医 薬 品	一 式	@ 2,000	クレオソート九大瓶携行のこと
◎ 脱 脂 綿, チ リ 紙		@ 100	
◎ 衛 生 バ ン ド		@ 300	

6 小屋掛資材類

- (1) 入植当初の山小屋建設に取り敢えず必要とする資材、釘、針金、カスガイ、蝶番、ゴザ壁用ビニール生地、シート等は必ず携行したがよい。
- (2) トタンは資金に余裕のあるものは携行すると極めて便利である。八尺ものがよい。

第九 通 関

携行荷物に対する税関検査はベレン港下船の時伯国税関吏によって行はれる。通関の際に販売を目的として必要以上携行したとみなされる場合税金を課せられる。又新規貴重なもので課税対象になる場合も多いので携行については細心の注意を必要とする。無税通関した荷物であっても、もしそれを一般人に販売した場合はこれを輸入品として評価し、関税、販売税等その他の税金を課する法律があるから、販売を意図して携行することはさげなければならない。

手 荷 物

現地に着けば自炊する事になるが移住船の船艙荷物が現地に到着するのは2~3日遅れる場合が多いので船艙荷物とは別に船室手荷物を仕分けるものとし、その中に寝具、食事道具、生活雑品等当座必要なものを携行する必要がある。

第十 農業融資基準

移住者に対しては事業団より各年度予算の範囲内において次の基準により融資されるが、この基準は最高限度を示したのであって実際の融資にあたっては、移住地の状況、営農の実態、担保関係、償還見込等を勘案して融資対象、融資金額、融資条件等が基準の範囲内が決定されるもので一律に限度一杯に融資されるものではない。尚融資率は所要資金の80%迄となっており、残り20%は自己資金を調達する必要がある。

1 融資の種類

(1) 渡航前融資

(2) 現地融資

イ. 移住者に必要な資金の融資

ロ. 移住者の団体に必要な資金の融資

2 渡航前融資

(1) 融資の対象

イ. 農業用機械器具類の購入資金

ロ. 営農資金

(イ) 種苗、農薬肥料、飼料、家畜、諸材料等の購入資金

(ロ) 伐木、山焼、家屋建設費用、その他営農に必要な資金

ハ. 融資額

1戸当り50万円を限度とする。

ニ. 融資期間および利率

4年以内の据置期間（利子繰延を認めることができる）を含めて最長9年の分割賦払、利率は利子所得税を差引いた残額が年5%に相当する率（現行7.6%、期間7年）

ホ. 担保および保証

十分な担保または確実な連帯保証もしくは損失補償契約による保証を徴するものとする。

ヘ. 融資の方法

(イ) 農業用機械器具類の購入資金は契約締結時に用途を確認のうえ手交するものとする。

(ロ) 営農資金は原則として移住先国へ送金のうえ現地で交付するものとする。

3 現地融資

(1) 長期営農資金

イ. 融資の対象

- (イ) 土地の造成および開墾に必要な資金
- (ロ) 永年作物の植付資金
- (ハ) 家畜の購入資金
- (ニ) 農業用機械器具購入資金
- (ホ) 農産加工施設資金
- (ヘ) 灌漑、排水施設資金
- (ヘ) 交通、運搬機具購入および施設資金
- (コ) 道路造成資金および造成用維持用機械購入資金
- (ク) 家屋、農舎、畜舎、修理場等の設備資金
- (ケ) その他営農に必要な長期資金

ロ. 融資額

米貸又は伯貸建 1戸当り50万円相当額を限度とする。

ハ. 融資期間および利率

4年以内の据置期間（期間中利払）を含めて最長8年の割賦払とする。利率は米貸建の場合利子所得税額を差引いた残額が年5%に相当する率（現行7.6%）伯貸建の場合年12%

ニ. 担保

- (イ) 土地、建物、永年作物その他適当な物件
- (ロ) 貸付を受けた資金により取得する物件
- (ハ) 担保のない場合または不足する場合は次の措置をとることにより貸付を行うことができる。

A 土地の所有権を取得後ただちにその土地に抵当権を設定することを条件とする。

B 永年作物の将来価値を担保価値に織込んで評価し得るものとする。

ホ. 保証

2人以上の保証能力ある個人または法人の連帯保証を徴する。

(2) 短期営農資金

イ. 融資の対象

- (イ) 種苗、農薬肥料、飼料等の購入資金
- (ロ) 生産物販売用資材の購入資金
- (ハ) 人夫賃その他営農に必要な短期営農資金

ロ. 融資額

米貸又は伯貸建 1戸当り30万円相当額を限度とする

ハ. 融資期間および利率

1年6ヶ月の分割または一括払とする。利率は長期営農資金の場合と同じ。

ニ. 担 保

(イ) 収獲物または植付中の予想収獲物

(ロ) その他適当な物件

農業動産質権を設定する場合は、収獲物の処分については会社の指定する方法によるものとする。

ホ. 保 証

2人以上の保証能力ある個人または法人の連帯保証を徴する。

(3) 土地購入資金 (省略)

(4) 団体設備資金および運転資金 (要点のみ説明, 詳細は「移住者に対する農業融資基準 36.11.13.改訂」参照) 農業協同組合, その連合体その他の農業団体に対してなされる。

イ. 融資の対象

定款で定められた事業に必要な設備資金および運転資金

ロ. 融資額

米貨又は伯貨建 出資者または組員1名当り

設備資金 50万円相当額を限度とする。

運転資金 30万円相当額を限度とする。

ハ. 融資期間および利率

設備資金 4年以内の据置期間(期間中利払)を含めて最長8年の割賦払とする。

運転資金 1年6ヶ月以内の分割または一括払とする。

利 率 長期営農資金の場合と同じ。

ニ. 担 保 (省略)

第十一 第二トメアスー移住地の自然条件

1 位 置

バラ州トメアスー郡

南緯 2度30分, 西経 48度18分 標高 約 7~30m (平均 20m)

2 地 形

入植地全体として概ね平担地区内をアカラ河の支流クシウ川及びアカラミリ川が流れている。

3 地 質・土 壤

地質は第三紀層砂岩或いは、粘板岩に属し、ラテライト系の肥沃度中程度の土壌で表土は原始林のため比較的有機質に富む、暗灰色砂壤土、植壤土で下層は黄色の第三紀粘質層となる。

地区を南下する程肥沃といわれているが河川沿岸にそつて一部砂礫地帯の分布しているところもある。

4 気 候

熱帯性の高温多湿型気候である（年平均25.6度）年降雨量3,000耗

高温時は日中の3～4時間であり夜間等は相当に温度が下るので比較的しのぎ易い。乾季、雨季の差はベレンよりはっきりしていて、一応乾季は6月～11月、雨季は12月～5月となっている。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
平均気温(C°)	25.2	25.1	24.9	25.3	25.4	26.0	26.0	26.0	25.4	25.9	26.0	26.4	(平均) 25.6
降水量(耗)	205.7	320.6	469.7	431.0	294.4	155.0	294.9	219.5	222.0	157.0	156.4	151.3	(計) 3,077.4
湿度(%)	92.1	93.4	95.6	94.1	93.0	89.7	89.5	89.2	91.1	89.6	90.7	88.4	(平均) 91.4

(トメアスー気象観測所)

5 植生及び林相

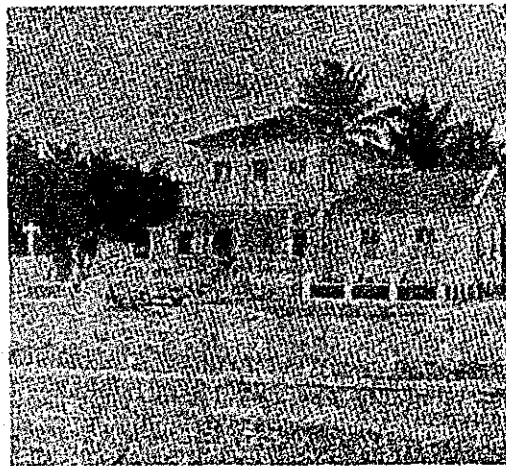
全地域が原始林に覆われている、菌覆度は密で直径1米以上の巨木も散在している。

住宅建築用及びピメントの支柱に利用できるアカブ、其他の有用材も若干混入している。

第十二 移住地の受入施設及び一般的状況

1 概 況

第二トメアスー移住地内には移住者収容所、日用品販売所、組合事務所等がある。その他受入れ施設、営農指導、ロツテの分譲、道路の造成を担当する事業団の事業所等もあり、既に現地から入植した人達と一緒に移住地建設を進めている。



(トメアスー植民地農家の住宅)

隣接のトメアスー植民地は約400戸の邦人農家の植民地で農家の多くは立派な住宅や自家用車、トラクター、等を所有し、植民地の中心地には病院、学校、商店、組合事務所等もあってアマゾン流域第一の繁栄した植民地と称せられている。

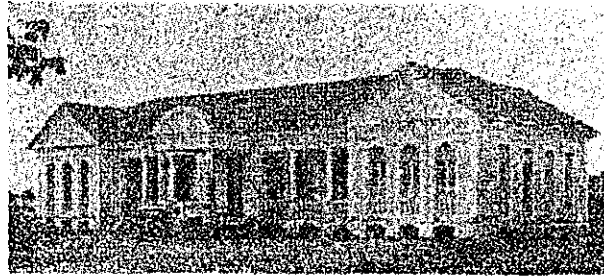
このトメアスー植民地は約30年前に創設された植民地で開拓初期は悪戦苦闘、開拓の苦悶の中に幾多の犠牲を経て今日の繁栄が築き上げられたもので、全ての点で学ぶべき点があり、指導を受けるべきである。

行政文化の中心地であるベレン市（人口40万）との距離は直線距離で約130K（船で行くと約270K）でベレン市との交通はアカラ川を遡行する船便（13時間、東京～浜松間の距離といわれる）が利用されている。

移住地内の道路は幹線、支線とがあり、各人のロッテは必ずその一辺がどちらかの道路に面している。どのロッテに入植するかは現地到着後入植計画に従ってその予定地区を案内してもらい、その中から選ぶようになっている。

2 衛 生

一時マラリヤが発生したが、州政府その他関係機関の努力により消滅の段階に至っている。



（トメアスー植民地の中央病院）

移住地の診療所には巡回診療用の器材も配置されており、日本人医師はベレン市を中心に各移住地の診療衛生指導にあっている。

ベレン市には総合病院、個人病院等があり、重病の場合は、軽飛行機（セスナ機）でベレン市まで輸送ができるので医療の心配はないと言える。

但し開拓初期はどうしても無理し勝であり気候の変化もあるので十分な睡眠と食生活の改善により疲労の回復に注意し、また蚊や蠅の防かつに心がける等保健衛生には特に留意すべきである。

3 教 育

ベレン市には教育施設は整っており経済的な予備があれば心配ない。移住地内に小学校が開設されており教師は州政府から派遣されている。なおトメアスー郡役所々在地に中学校がある。



(第二トメアの学校)

4 通 信

手紙を出すときは事務所に依頼するとよい。郵便局はベレン市にあり国際航空路便で東京に送られる。日本からの郵便はその逆のコースでベレン市に到着しトメアに送られる。

同姓の場合日本字の名前記入がないと誤って開封される事があるから宛名はハッキリと書かなくてはならない。

封筒(航空) 便箋等は余分に持参するとよい、宛名は次の様に書き必ず居住区名を入れて欲しい。

日本からトメアへ (発信人の名前裏面へ書く)	トメアから日本へ (発信人の名前小さく書く)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第二トメア四地郎殿 </div> <div style="text-align: center;"> Ilmo. Sr. Shiro Seki Cooperativa Agricola Mista de-Tomé-Açu Belém-Pará BRASIL </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">切手</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> Shiro Seki Cooperativa Agricola Mist de-Tomé-Açu Belém-Pará-BRASIL </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">切手</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> Ilmo Sr Taro Seki TOKYO-JAPAO </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 関太郎殿 〇〇県 〇〇村 〇〇字 〇〇部 </div> </div>

書信は書留にするとより確実である。小包便の郵送は途中紛失することがある所要日数は航空便の場合、東京～ベレン、トメア間を10～13日間と見ればよい、手許に届くのはそれより2日後となる。

5 生 活

入植当初1ケ年の生活費は約12万円月当り1万円が見込まれる。現地食に切替えれば1万円以下でも充分である。なるべく無駄使いをせぬ様一日も早く自給自足態制を少しでも高めるよう入植早々、甘藷、マンジョカ、フェジョン豆、野菜など、必ず作付けする他、生活を豊にするため、初年度から周囲にバナナ、マモン、柑橘など出来るだけ多く植付け、鶏も小羽数導入するとよい。気候が熱帯なので日本同様な食事だけでは適当でないから、なるべく肉類の自給も充分考えるべきである。

6 現地物価表

生活物資価格について

トメアスー産業組合を經由して購入することができる。生産物の販売も同様である。

米		100cr	(K 当り)
塩		150	(")
砂	糖	20	(")
食	油	60	(")
乾	肉	340	(")

衣類は内地価格の 3 割高

(1962年12月現在 1 cr=50銭)

第十三 第二トメアスー地区営農計画

(第1期5ヶ年計画)

1 計画の前提

当地方は、周知の如く過去30年に亘る苦難の歴史を経て漸くピメンタという換金作物によって経済が保たれている。状況である。

従って、本地区今後における営農上の問題としては、

- (1) ピメンタと併列し得る換金作物を研究開発して単一農業の不安を解消すること。
- (2) 現行ピメンタ栽培上特に競争相手国に打ち克つためのコストの低減を図ること。
- (3) 畜類の導入特に牧畜等による有畜農業を図ること。

等の諸対策を講ずる必要がある。

然し乍ら、上記の諸対策中には技術的、資金的に入植後直ちに解決し得ないものがあり、又入植後生活基礎が固らぬうちに多角経営に入ることはかえって独立への基盤を歪める結果にもなり易い。

ここではそうした意味から、入植初期の5ヶ年を第一期計画とし、第一期の営農としては、ピメンタの栽培を中心とするも、然し、入植後一挙の大量のピメンタ植付は、短期に収益は増大するが、そのためには多額の資金を要すること、また少量づつの植付では完成に長期を要し、その間の食いつなぎにかえって苦勞すること等も考へ、ピメンタの植付は初期に一期に自家労力の限度の面積を植付し(1戸2・5人1人1,000本なるも若干の余裕をみて2,000本)ピメンタが成園になり収入があがるまでの食いつなぎ期間を縮め経済的に迅速に独立することにし、第二期営農拡張計画への基盤を固める方向をとることとした。

ここでは、第一期計画(5ヶ年)のみとしたが、第一期計画終了時には営農余剰蓄積は、約1,200コント(660千円)程度、になる見込につき、その後においては、それぞれの力量に

じて、ピメンタその他の有利作物又は畜類の導入増殖を行うことと第二期計画については今後さらにいくつかの類型を現地で実地に検討立案することとした。



(トメアヌーの胡椒園)

尚、本計画は上記方針に基いて作成した代表的、事例的なものであり絶対的のものではない。従って、例へば食いつなぎ作物としてとりあげているフェジヨンについても、それに代って落花生を入れたり、陸稲に玉蜀黍を混植し、或ひは自給野菜畑の他に自給養鶏、養豚をとり入れたりすること等実地に当っては、種々の型があり得ることが考へられる。

2 計画の概要

(1) 開墾作付計画

(単位：ヘクタール)

年次 入植年度	開墾面積	ピメンタ				フェジヨン (間作)	陸稲	マンジョカ	採草地	宅地
		1年木	2年木	3年木	4年以上					
1	4									
2	2/6	2				(2)	1.5	1.5	0.5	
3	2/8		2			(2)	2	2	1.5	
4	2/10			2		(2)	2	2	3.5	
5	2/12				2		2	2	5.5	

- (註) i) 年度のとり方は1～12月とした。但し入植初年度のみ8月～12月とした。
 ii) 陸稲は1月播種、5月収穫にして、マンジョカは、陸稲刈取前に植付、以後1ヶ年で収穫することとした。
 iii) ピメンタは毎年1,000本宛植付ける方が实际的であるが、入植初期に或る程度まとめて植付けた方が後年楽であるので、ここでは2,000本を一度に植付け、一応これを自家労力でこなし、これが成木となつてから第2期計画に入りそれぞれの力量に応じさらに営農の拡張を行うよう考慮した。

(2) 年次別農業租収入

(cr\$)

年次	1	2	3	4	5
ビメンタ	—	—	120,000	960,000	1,280,000
ビメンタ間作フェ ジョン	—	180,000	180,000	180,000	—
陸 稲	—	45,000	60,000	60,000	60,000
マジョカ	—	—	60,000	80,000	80,000
探 草 地	—	—	—	—	—
計	—	225,000	420,000	1,280,000	1,420,000

(3) 施設整備計画

(cr\$)

年次	1	2	3	4	5
住 宅	120,000/ 120,000 2,500	10,000/ 130,000 6,500	10,000/ 140,000 7,000	10,000/ 150,000 7,500	10,000/ 160,000 8,000
井 戸	45,000/ 45,000 1,500	0/ 45,000 1,500	0/ 45,000 1,500	0/ 45,000 1,500	0/ 45,000 1,500
小 農 具	13,000/ 13,000 1,100	1,000/ 14,000 2,800	1,000/ 15,000 3,000	1,000/ 16,000 3,200	1,000/ 17,000 3,400
計	178,000/ 178,000	11,000/ 198,000	11,000/ 200,000	11,000/ 222,000	11,000/ 222,000
償 却 費 修 理 費	5,100	10,800	11,500	12,200	12,900

(4) 農業経営費

(cr\$)

	1	2	3	4	5
開 墾 費	60,000	30,000	30,000	30,000	30,000
耕 種 生 産 費	—	200,000	228,400	508,000	533,000
ビメンタ	—	30,000	30,000	30,000	—
ビメンタ間作 フェジョン	—	22,500	30,000	30,000	30,000
陸 稲	—	7,730	13,450	14,500	14,500
マジョカ	—	—	2,500	10,000	10,000
探 草 地	—	—	—	—	—
自家労賃算入分	—	129,000	135,000	180,000	180,000
(小計)	—	131,230	174,350	412,500	407,500
償 却 費	5,100	10,800	11,500	12,200	12,900
修 理 費	—	—	11,500	12,200	12,900
合 計	65,100 (60,000)	172,030 (161,230)	227,350 (215,850)	466,900 (454,700)	463,300 (450,400)

(註) 1. 合計欄中()内数字は償却費を除いたもの

(5) 営農収支見込表

(cr\$)

		1	2	3	4	5
㊸	農業粗収入	—	225,000	420,000	1,280,000	1,420,000
㊹	農業経営費	65,100	172,030	227,350	466,900	436,300
㊺	農業所得 = A-B	△ 65,100	52,970	192,650	813,100	956,700
㊻	生活費	92,500	222,000	222,000	222,000	222,000
㊼	営農余剰 = C-D	△ 157,600	△ 169,030	△ 29,350	591,100	734,700
㊽ 施設費及び償還金	住宅	120,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	井戸	45,000	—	—	—	—
	小農具	13,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	小計	178,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	土地代支払	—	—	—	—	100,500
	合計	178,000	11,000	11,000	11,000	111,500
(G)=E-㊽	差引余剰	△ 335,600	△ 180,030	△ 40,350	580,100	623,200

(注) 1. 土地代償還金 100,500cr\$ は土地代 230千円より頭金 50千円を差引いた残金 180千円を 4年掘置 3ヶ年平均年賦償還額 1回80,400円を1962年9月末現在銀行レート 1\$=360=460cr\$ 1cr=80銭より換算

(6) 資金繰表

(cr\$)

		1	2	3	4	5
㊾ 期中所要賃金	住宅費	120,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	井戸	45,000	—	—	—	—
	小農具	13,000	1,000	—	—	—
	開墾費	60,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	耕種生産費	—	131,230	174,350	412,500	407,500
	建物農具修理	—	—	11,500	12,200	12,900
	生計費	92,500	222,000	222,000	222,000	222,000
	土地代償還 (計)	—	—	—	—	100,500
㊿ 期首手持賃金	前期繰越金	0	0	255,000	420,000	1,280,000
	必要調達賃金	330,500	394,230	222,850	266,700	—
	(計)	—	—	447,850	686,700	1,280,000

◎次期繰越金	B - A	0	0	0	0	497,100
	作物収入	0	225,000	420,000	1,280,000	1,420,000
	(計)	0	225,000	420,000	1,280,000	1,917,100

- (註) 1. 必要調達資金累計(標準携行営農生活資金) = 1,214,280cr\$ (=1215conts) = 668千円
但し円換算は1962年9月末現在ベレン市場レート 1\$ = 360円 = 650cr\$, 1 cr\$ = 55銭
2. 上記資金調達困難な場合、会社よりの理地融資を受けるとしても、入植者は最低生活資金 120千円、営農資金 180千円、計 300千円 (=540,000cr\$) を生活営農資金として携行する必要がある。

(参考) 営農計画算出基礎資料

1 開墾費

下刈, 山伐り	25人
山焼, 寄焼	5人
整理その他	7~8人
計	37~38人 37.5人 × 400cr\$ = 15,000cr\$

2 住宅費(5家族の場合)

5m × 12m = 60m² (20坪)
1m² 当り 2,000 cr\$, 60m² × 2,000cr\$ = 100,000cr\$

但し、寝室は防蚊のため本建築, 他はバラック程度とする。

3 生活費(5人家族, 成人男2人, 女1人, 子供2人とする)

成人男子	月 5,000cr\$ × 2人 = 10,000cr\$
// 女子	月 3,500cr\$ × 1人 = 3,500cr\$
子供	月 2,500cr\$ × 2人 = 5,000cr\$
計	18,500cr\$

上記金額中には衛生費を含む, 但し, 衣料は当初内地よりの携行品でまかなうものとする。

4 井戸

平均 15m × 3,000cr\$/井戸枠込の価格 = 45,000cr\$

5 小農具購入費

テルサード(山刈)	3丁 @ 600cr\$	1,800cr\$
マッシュャード(斧)	2 // @ 700	1,400
エンシャード(銀広巾)	3 // @ 500	1,500
// (// 狭巾)	3 // @ 500	1,500
フォイセ(草刈ガマ)	2 // @ 500	1,000

カーロデマラン (手押車)	1台 @5,000	5,000
予備費		800
計		13,000cr\$

6 自家労賃の算入

- (1) 家族数 5人 (成人8, 子供2人) 稼働力 2.5人 (主婦は0.5人とした)
- (2) 月間作業日数 20日 月延人員 2.5人×20日=50人
年間 50人×12ヶ月=600人
- (3) 年次別自家労賃算入量は営農中における所要労力等を勘案して次の如くした。
初年度 0, 2年度430人, 3年度450人, 4年度以降600人。
- (4) 日当, 畑地作業の場合 300cr\$/日, 山作業400cr\$/日であるが, 自家労力算入換算に当っては300cr\$/日とした。

7 各作物生産費

- (1) ビメンタ (1,000本植) ……原始林を伐開し植付ける場合

区分	植付年度 1			2			3			4		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額
(植付費)												
支柱購入	1,000	20 cr\$	20,000 cr\$									
穴掘り	1,000	8	8,000									
柱立込運搬	1,000	7	7,000									
苗代	1,000	20	20,000									
植付費	1,000	2	2,000									
肥料費	1,000	10	10,000	1,000	60 cr\$	60,000 cr\$	1,000	100	100,000 cr\$	1,000	100	100,000 cr\$
肥料入(労力)	1,000	15	1,500	1,000	5	5,000	1,000	10	10,000	1,000	10	10,000
農薬費	1,000	2	2,000	1,000	2	2,000	1,000	2	2,000	1,000	2	2,000
(管理費)												
除草費	1,000	28	28,000	1,000	28	28,000	1,000	28	28,000	1,000	28	28,000
蔓結束費				1,000	1	1,000						
その他			1,500			3,200			2,000			2,000
(収穫費)												
摘果				1,000	5 kg	5,000	1,000	40 kg	40,000	1,000	52 kg	52,000
乾燥調整費				1,000	5	5,000	8,000	5	40,000	10,500	5	52,000
(材料費)												
パノ購入費等						5,000			32,000			20,000
支出合計			100,000			114,200			254,000			266,500

収	入			kg	300	200	60,000	kg	2,400	200	480,000	kg	3,200	200	640,000	
差	引		(-)		100,000		(-)		54,200		(+)		226,000		(+)	373,500

- (備考) 1. 本表は労力をすべて金額で表わしたもので労力表は別記
 2. 肥料の種類数量も同様別記参照のこと
 3. 農業は4年以降に主として使用されるが、初年度より撒布しておくことが肝要につきかけた金額は概算とした
 4. 管理費中の其の他とは圃場整理のための予備費的考え方で計上した。2年目は支柱なおし等のため余分にみた
 5. 本表は現に原始林地で植付をやつている在トマス永野敏士、大沼春雄両氏より聴取当団に於けるデータを合せ検討作成したものである
 6. 3年目に於て材料費の多いのは初収穫につき、パアノ(布)等を多く購入する必要がある為
 7. 生産物価格は1962年6~10月平均(トマスー組合渡) FOB=黒600~650\$
 白800~850\$ (トン当り)

(a) ピメンタ (1,000本当り) 栽培労力表

区 分	初 年 度	2 年	3 年	4 年以降
植 穴 掘 り	} 50人	—	—	—
支 柱 立		—	—	—
苗 植	7	—	—	—
除 草	} 93	90人	90人	90人
一 般 管 理		13	7	7
施 肥	5	17	33	33
収 穫 調 整	—	17	130	140
計	155人	137人	260人	270人

(b) ピメンタ 1,000本当り肥料費内訳

初年度	10,000cr\$ (1本当り10cr\$)	{ 粕肥料 0.5t 10,000cr\$ 表土(焼土)を十分植穴に入れることとする。	初年度は山焼後の
2	60,000 (" 60)	{ 化学肥料 0.5t 20,000cr\$ 粕肥料 2t 40,000	計 60,000cr\$
3	100,000 (" 100)	{ 化学肥料 1t 40,000cr\$ 粕肥料 3t 60,000	計 100,000cr\$
4	100,000 (" 100)	同 上	

この外3. 4年以降は採草地からの採草を十分に利用するものとする。

(2) 陸 稻 (ha 当り)

区 分	頁 数	単 価	金 額	備 考
種 苗 費	30 kg	20 cr\$	600	新山に植付, 無肥料
肥 料 費	— 袋	—	—	
材 料 費	25	120	3,000	

労力費	35人	300	10,500	〔整地播種4人 除草6人(2回分) 一般管理3人 収穫調整22人〕
予備費			900	
費用合計			15,000	
生産物収入	25袋	1,200	30,000	
差引			15,000	

(3) マンジョカ (ha 当り)

区分	員数	単価	金額	備考
種苗費	2,500本	0.5 cr\$	1,250 cr\$	無肥料 10,000本植付(苗を4本に切る) 現在のフェリーニヤ価格は50cr\$/kgここでは生イモ1kgとして換算した 整地植付13人収穫7人(運搬を含む)計20人
労力費	20人	300	6,000	
費用合計			7,250	
生産物収入	8,000kg	5	40,000	
差引			32,750	

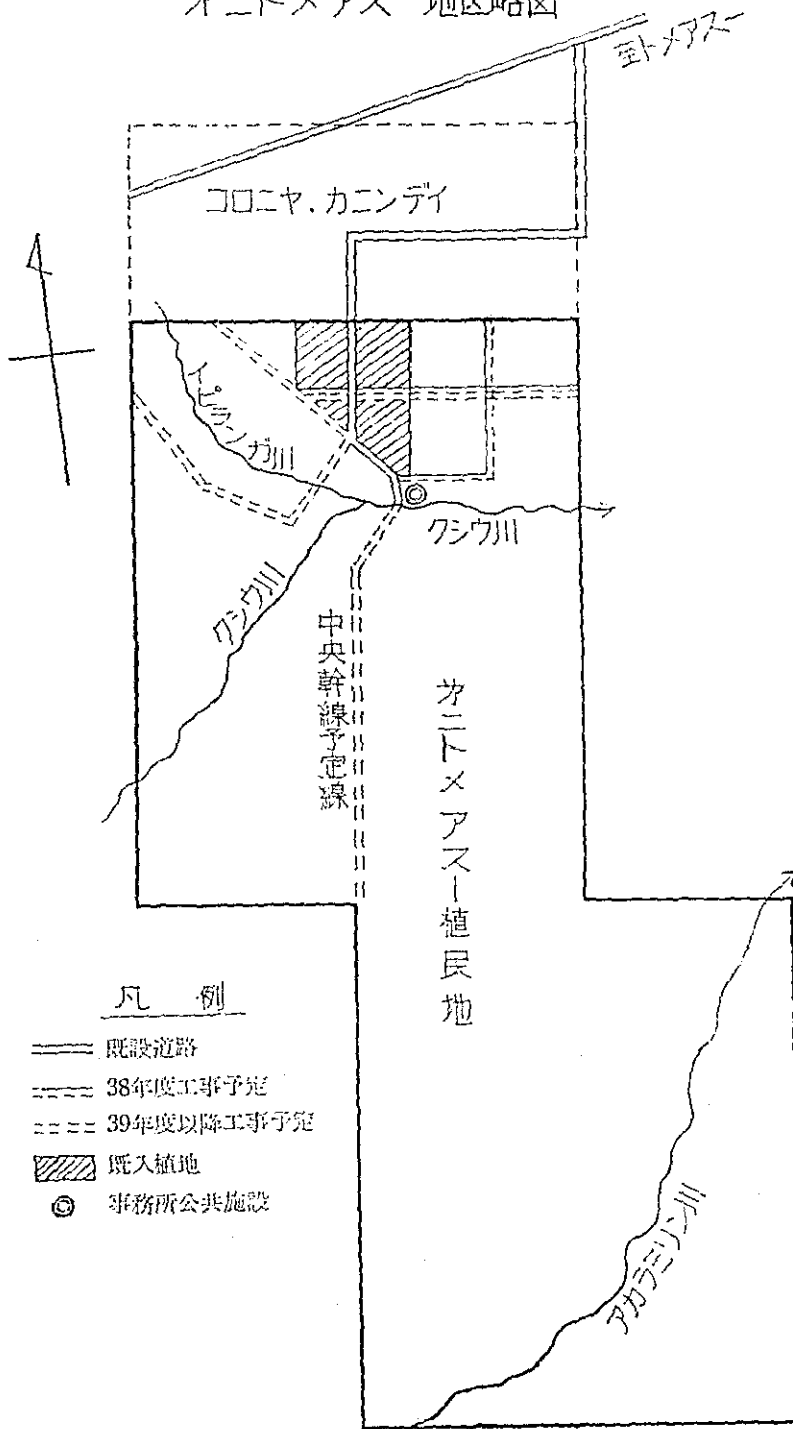
(4) 採草地 (ha 当り)

区分	員数	単価	金額	備考
種苗費			1,000 cr\$	既存農家より譲り受け運賃又は謝金等を計上
植付費	10	300 cr\$	3,000	
肥料費			1,000	マンジョカ跡地に採草地を作るため若干の肥料投与
計			5,000	

(5) フェジョン (ha 当り 但しビメンタ園間作の場合)

区分	員数	単価	金額	備考
種苗費	0.5俵	6,000 cr\$	3,000 cr\$	ビメンタ肥料兼用 ビメンタは別途に計上
肥料費			2,000	
材料費	15俵	120	1,800	整理播種4人 除草3人 収穫15人 一時管理3人 計25人
労力費	25人	300	7,500	
予備費			700	
計			15,000	
生産物収入	15俵	6,000	90,000	
差引			75,000	

オニトメアスー地区略図



凡 例

- 既設道路
- - - - 38年度工事予定
- · · · 39年度以降工事予定
- ▨ 既入植地
- ◎ 事務所公共施設

1
170,000

